



第4号様式

流教生第321号
令和3年2月25日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第112号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 生涯学習課	指摘	賃貸借契約または賃貸借及び保守契約において、契約書に仕様書が未添付であった。規則等に定められた適正な契約事務を執行されたい。	課内全職員を対象に、契約事務を含め適正な事務処理を徹底するよう注意喚起しました。指摘事項の契約事務については、チェックシートを作成し、契約書の作成時に添付書類等の最終確認を行うなど、適正な事務執行の徹底を図ってまいります。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。